

# 防災行政無線の放送について

防災行政無線は、「防災行政無線の免許状」に記載されている使用目的の範囲内で放送しなければならぬため、目的の範囲を超えた場合、電波法違反になる恐れがあります。

電波法や隣接町村の防災行政無線運用を参考に『防災行政無線』という本来の放送目的を明確にした、放送概要を下記のとおりまとめましたので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 放送する情報

### 1 緊急通信

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の広報
- (2) 災害発生時の防災計画に基づく広報
- (3) 特殊気象の情報提供（火災警報、土砂災害警戒情報、台風等）
- (4) 火災により消防署から村消防団の出動要請があったもの
- (5) 有毒ガス等が発生し、付近住民の身体に影響を及ぼす恐れのある場合で、消防署等から要請があったもの
- (6) 微小粒子状物質（PM2.5）・光化学スモッグ注意報・警報および重大緊急情報の発令および解除
- (7) 行方不明者および徘徊者の捜索で、家族等の承認に基づき警察署から要請があったもの
- (8) 犯罪捜査等で警察署から要請があったもの
- (9) 献血の依頼（緊急で医師等から要請があったもの 例：RHマ イナス型血液、事故等で輸血者が多数必要な場合）
- (10) 全国瞬時警報システム（J・A・L・E・R・T）による国からの緊急情報



### 2 平常通信

- (1) 村が実施する主な行事で、多くの村民が参加する行事の中止、または延期の広報（例：総合防災訓練、村民体育祭、村民まつり、村内一斉清掃等）
- (2) 選挙日における投票啓発
- (3) 村民の安全に関する啓発（例：交通事故防止、子どもの安全等）

## 放送しない情報

- ① 愛好会や、各種協会などの各団体からの連絡事項。
- ただし、各区に設置してある屋外放送局は無線を使用していないため、区長等が放送することはできません。
- ② ペットなどの動物に関する情報。
- ただし、牛などの農業生産物となる家畜や、作物や人体等に危害を及ぼすおそれのある動物についての情報は放送できます。
- ③ 放送を行うことで特定の事業者や個人の利益につながる情報。

※放送依頼を行う場合は、内容はできるだけ簡潔にまとめ、所定の申請書にて早めに申請してください。

〈お問い合わせ〉

役場 総務課 防災・消防係  
TEL(67)1111



## 防災行政無線

避難指示、警報・注意報、災害情報、役場からのお知らせなどを一斉に放送します。

